

『新編武蔵風土記稿』に記載される戦国時代の地侍たちとその子孫の動向

加藤 光男

はじめに

本稿は、平成28年度に埼玉県立嵐山史跡の博物館で開催した企画展「戦国時代を生き抜いた武将たち」を開催するにあたり、『新編武蔵風土記稿』をもとにして行った予備調査の成果の一部を報告するものである。

北武蔵(埼玉県域)は、天文15年(1546)の河越合戦以降、天正18年(1590)の小田原合戦の終焉に至るまで、小田原北条氏の動向に大きく左右された。このなかで、小田原北条氏は、河越城を直接支配し、河越領に隣接する太田氏(岩付城主)・成田氏(忍城主)・上田氏(松山城主)らを他国衆として取り込み、北条氏康は息子を藤田氏の娘と婚姻させることで鉢形領を掌握するなど支配領域をひろげていった。しかし、天正18年の小田原合戦の敗戦後、河越城代であった大道寺氏、小田原北条氏の支城主であった成田氏や上田氏などの国衆たち、岩槻城主太田氏房・鉢形城主北条氏邦は、それぞれの道を歩むことになった。その動向は、『新編埼玉県史 通史編』をはじめ、各自治体史で明らかにされている。

いっぽう、国衆または小田原北条氏の支城主に与していた地侍(地衆)たちの動向については、自治体史で個別に扱われているに過ぎない。また、これらの者たちの子孫が、江戸時代にどのような役割を果たしていたのかについては、詳らかではない。

そこで、本稿は、『新編武蔵風土記稿』(以下『風土記稿』と略称標記)を典拠として、武蔵国における戦国時代の地侍(地衆)の動向を紹介することを目的とする。

今回は、『風土記稿』に記載される該当部分のうち、入間郡・高麗郡・比企郡・横見郡・埼玉郡における動向を紹介する。残りの新座郡・足立郡・大里郡・男衾郡・幡羅郡・榛沢郡・那賀郡・児玉郡・賀美郡・秩父郡については別稿とする。

『風土記稿』は江戸幕府が編纂した地誌であるが、その中には、旧家者に対する項目がある。編纂するにあたり、地元に残された古文書や、家に伝来する系図や家記などを調査し、資料批判を行ったうえで記述していることが伺える。今日では、修正が必要な個所も散見されるが、失われた文書も多く採録されていることから、根本史料としての価値は変わらない。

今回は、提示することに留めるが、次回は全体像を示したのち、考察を試みることにする。

別表に関する凡例

- (1) 雄山閣本を底本とした。
 - (2) 巻数-頁は、収録した記事の記載箇所を示す。8-184とは、雄山閣本の第8巻・184ページであることを示す。
 - (3) 村名は底本のままとした。カッコを付した市町村名は、平成29年度時点での自治体名である。
 - (4) 収録名称は、引用した内容が記された箇所の項目名を示す。
 - (5) 記載内容は、文体はそのままとしたが、読みやすくするため、適宜、平仮名を漢字に、旧漢字を現用漢字または平仮名に置き換えた。また、原文にはない句読点を施した。
- ※ 戦国時代の地侍などの系譜と比較するため、『風土記稿』中世に関する記事も含めて収録している。また、江戸時代における事項も、なるべく収録することに努めた。

入間郡

巻一頁	村名	収録名称	記載内容
8-184	勝楽寺村 [所沢市]	旧家者 庄兵衛	糟谷氏なり。そのかみ相州糟谷郷を領せし故に氏とすと。先祖を糟谷主計といて、小田原北条に仕えしという。かの役帳に見えし糟谷兵部少輔などいえる人の氏族にや。天正 18 年小田原没落の時、一族・糟谷新三郎勝忠は早く御当家へ召し出されしゆえ、そのゆかりにつきて、彼が采村なれば、主計も当村へ移り住む。慶長 10 年の夏、新三郎より田畠 700 文の地を与えし状を蔵す。その文に。
8-184	勝楽寺村 [所沢市]	旧家者 儀右衛門	二見氏なり。世系などは伝えざれど、村内勝楽寺の撞鐘、延久 3 年の銘に、二見相覚妙性などという者見ゆれば、二見氏の当所に古く住せしこと知らる。また宗哲という者の出したる感状 1 通を蔵す。かの文中に年代は記さざれども、小室筋などということ見えれば、甲州などの士にや。感状は左に載せり。
8-187	三ヶ島村 [所沢市]	旧家者 庄右衛門	仲氏なり。先祖を仲筑後守資信という。同郡古尾谷の城主なり。資信が男を近江太郎信重といい、村内中氷川神社の棟札にもその名見えたり。信重の男・蔵人将監資重より、子孫伊太郎・図書などの数代を経て、今の庄右衛門に至る。かかる旧家なれば、今に至るまで中氷川祭礼の時は、必ず庄右衛門第一に祭事に預かるという。按ずるに、古谷上村善仲寺・下南畑村万蔵寺・西藏院などの伝えにも、仲筑後守古尾谷近江太郎の事実を伝えり。その伝説を合わせ考うるに、混乱して弁じがたければ、しばらくここに家伝のままを載す。見る者の参考なすべし。
8-189	二本木村 [入間市]	旧家者 半兵衛	栗原氏なり。先祖は甲州武田氏に仕えしが、武田滅亡の後、当所に来たり住せしより、世々ここに居るといふ。先祖右馬助某へ北条の家人より与えし文書あり。その文、左に。
8-200	峰村 [入間市]	旧家者 与五兵衛	村の名主なり。氏は加藤なれども金子氏の末裔なりという。昔時、構内にて井を掘りしに、三浦之隠臣、元亀 2 辛未 2 月 8 日、加藤佐十郎政胤、法名道清、傍らに佐太郎政次と彫りたる碑を得たり。加藤氏を彫りたれば、この祖先の人なるべければ、旧家なることは知るべし。
8-204	小谷田村 [入間市]	旧家者 七兵衛	豊泉氏なり。先祖は小田原北条に仕え、のち浪人となり、左近将監といひし由、いずれの頃より、ここへ土着せしや。その所以は知らず。中神村豊泉寺を開基せし事は、その村の条に弁ぜり。
8-218	三ツ木村 [狭山市]	旧家者 勇右衛門	氏を三木という。すなわち当村を開闢せし和泉守国重が子孫なり。先祖は当国七党の内、金子十郎家忠より出ずという。国重が事實はあらまし村の総説にいえり。天正の頃の先祖・四郎左衛門といひしは、沢村天岑寺を開基せし人にて、天正 17 年 2 月朔日没せしという。それより先の事は記録を失いたれば、全て伝えを失えり。 →【村の総説】正慶の頃、北条高時禅門が徒・金子和泉守国重という者、没落して郡中金子領三ツ木村へ落ち来たりて居住し、氏を三ツ木と改む。その後、国重、当所へ来たりて草莽を開墾して村落をなす。故に氏をもって村に名づけ三ツ木と呼べり。
8-229	本町 [川越市]	旧家者 弥左衛門	氏を榎本と号す。先祖は紀伊国熊野の人なり。天文年中、子孫某なる者、当郡の内に来たり住せり。その人、気性豪邁にして事に堪えたりという。もとこれ修験にして、本国熊野の神を奉じければ、人これを熊野堂と号して、諱字・院号などと呼ばず。大道寺在城の頃は、熊野堂もその麾下に属して、戦陣の事にも預かりしとなり。今も南町の修験識法院およびこの弥左衛門、皆子孫なりという。弥左衛門が先祖は熊野堂が孫・弥惣左衛門が時より浪落の身となりて、ここに土着せしという。弥左衛門が先祖の寛永の頃記せし万覚書と題せる一冊あり。おのれが家の事をほぼ記せり。
8-230	江戸町 [川越市]	旧家者 新兵衛	次原氏なり。家に元の城主大道寺政繁および酒井重忠よりの文書を蔵す。その文、左に。
8-262	南入曾村 [狭山市]	旧家者 仁左衛門	小沢を氏とす。入曾の十二衆とて、北条陸奥守に属せし。そのひとりに小沢高中というあり。かれが子孫なりといえり。家に天正 14 年記せし奥州様御扶持人覚というものあり。その文に。

8-267	亀窪村 [ふじみ野市]	武蔵野	この地は当村の百姓正左衛門が家にて預かり申し、野銭といえるものをも納め、また河越城へ年ごとに薪萱料をも納むといえり。正左衛門が家の記を閲るに、彼が先祖は北条安房守氏邦の麾下・三上山城守氏郷より出で、また天正 18 年小田原の城すでに落城に及びし頃、氏郷は比企(ママ)郡鉢形城に住せしが、その城も敵に渡せしかば詮方なく、同郡日影村の東光寺は氏郷が菩提寺なるをもって、それに隠れ居り、いくほどなく明ける文禄 2 年死せり。その子・山城某、野武士となりて、武蔵野およそ 10 里余、四方の地を心のままにしてありしが、慶長年中、当地を開きて住居の地と定め、その後近郷・山城村・所沢村・新井村などをも新墾せしことなどあり。なお旧によりて武蔵野のこと預りしに、《以下略》
8-269	大井村 [ふじみ野市]	旧家者 代次郎	塩野を氏とす。いにしえは新井氏なりしが、郡中南畑村塩野某の子・猶子となりしより、その氏を唱うという。家に小田原北条氏より出せる文書 2 通を蔵す。その文に。《中略》また、塩野氏を称せる与市という者の家にも、同時代北条氏より与えたる文書 5 通を伝う。その文に。《中略》以上の文書に載せたる塩野庄左衛門・新井帯刀・小林源左衛門・新井九郎左衛門がことを、今も当所の四人衆と唱うれど、その子孫は定かならず。新井の一家は代次郎が家なるべし。塩野は与市が家にや。小林は村民・利八が家なりという。
8-277	上南畑村 [富士見市]	上南畑村	天文の頃、難波田弾正憲重、その村に在城して、この辺を領せしという。按ずるに弾正が先祖は、当国七党の内、村山党にて、金子六郎家範が子・難波田小太郎高範なり。これ保元・平治の頃の人にて、すでに難波田をもって称号となせば、高範が時より、当所に住せしも知るべからず。その後のことは伝えず。《中略》この村は往昔より難波田氏の領地にて、天文の頃は弾正憲重の采地とし、のち北条家の分国となりては上田氏領せしなるべし。
8-279	下南畑村 [富士見市]	下南畑村	天文の頃は難波田弾正憲重が領地にて、憲重戦死の後、北条家の侍大将・上田周防守の采村なりしと伝う。
8-286	藤久保村 [三芳町]	旧家者 惣八郎	杉山氏なり。本名・黒須にて、先祖は当郡渋井村の旧家・伊三郎が家より出し者なりといえり。伊三郎が蔵する系図を按ずるに、北条長氏の妾、懐胎せしを、駿河国東郡茶畑三郎右衛門吉秀に嫁がせしめ、この時出生の子を黒須長右衛門吉永といい、これ伊三郎が先祖なり。その弟・黒須庄太夫吉安は三郎右衛門が実子にて、すなわち惣八郎の先祖なり。2 代目も庄太夫と名乗りしと見ゆ。その後のことは、全て詳らかならず。今、杉山をもって氏とせるは、惣八郎より 2・3 代前、杉山氏の人を養いて、家を継ぎしめしより称せりという。
8-291	福岡村 [ふじみ野市]	旧家者 又八	吉野氏なり。家系およびこの家の由来を伝えざれど、天正以来、世々の墳墓、村内西養寺境内にあるの類、古き家なることは自ずから見るべし。備州長船勝光の鍔 1 筋・長刀 1 振、かつ天正 18 年庚寅の文章 3 通を蔵せり。その文に。
8-295	渋井村 [川越市]	旧家者 伊三郎	黒須氏にて本名茶畑なり。家系を按ずるに先祖・黒須長右衛門吉永は、華翁道栄居士という。茶畑三郎右衛門吉秀の養子たる由、その実は北条長氏入道早雲が落胤なりという。家伝にいう、長氏没するに臨み、子・氏綱、孫・氏康を召して遺言していわく、黒須長右衛門吉永は、我ら妾腹の子なり。懐胎の女を駿河国東郡茶畑三郎右衛門という者へ嫁がせしむ。この時出生の子なりとうんぬん。この人を初代とし、これより 8 代・黒須長次兵衛に至るまでを記す。また別本の家系あり。これも黒須長右衛門吉永を初代として、2 代黒須長右衛門吉亮、3 代黒須長右衛門吉久の数代を記すのみ。ほかに道栄の画像 1 軸あり。上に載す。
8-296	古市場村 [川越市]	旧家者 佐五兵衛	先祖を中筑後守祐信という。上杉民部大輔憲政に仕え、故ありて北条氏康のために亡されしが、難波田弾正某がちなみあるをもって、郡内難波田村へ土着し後、当村に来たれる由。それより 200 年に及ぶという。家に伝えし系図は北野村天神社へ納めし由。かつ往古、中某は古谷本郷の領主にて、時の人・古尾谷殿と称す。見るに古谷上村善仲寺は、すなわち筑後守の城跡なりなどいえど疑うべし。按ずるに善仲寺の鐘銘に中筑後守祐信主君為

			古尾谷殿開基当寺也うんぬんとあり。さあならば古尾谷と筑後とは別人にして、筑後は古尾谷の家人なること知るべし。なお郡内古谷上村善仲寺の条あわせ見るべし。
8-317	菅間村 [川越市]	旧家者 甚八	竹谷を氏とす。家系は伝えざれど、先祖を竹谷源七郎あるいは勘解由とも呼びて、北条分国の頃は、府川村にて5貫文の地を大野縫殿助と兩人にて領し、その村の小代官を勤めし者なり。その時の書および文書、全て3通を蔵す。その文、全く府川村にかかるものなれば、その村の条に載せたり。
8-321	府川村 [川越市]	旧家者 万右衛門	氏を小沢という。代々この所の名主なり。先祖は小沢凶書といえり。家系も伝えたれど、万右衛門が子・足立郡新井村に移りし時、持ち行きたれば、ここには弁じがたし。ただ北条家より先祖・凶書へ与えし文書1通を蔵せり。その文、左のごとし。《中略》これによりても、旧家なること知るべし。
9-2	四日市場村 [坂戸市]	旧家者 甚右衛門	氏を小鹿野という。代々この村の名主役を勤む。先祖は仁木民部少輔房悦、11代の孫・青木順阿より出で、順阿は甲斐国巨摩郡青木村に住せしゆえ、氏を青木と唱え、その子・深右衛門将忠もその所に在りて、青木を称せしに、将忠が子・深右衛門将次の時、当国秩父郡小鹿野村に移りしより今の氏に改め、大永4年8月更に当所へ転じ、元龜3年死せりという。今按ずるに、甲斐国巨摩郡青木村に住せし源八時信が子に十郎時光という者ありて、この人はじめて青木氏に改め、その子・十郎太郎経光と称せしこと、その地にて伝うる由、ものに見えたり。もし順阿はこの時光が法号などにや。されど時光が子を十郎太郎経光と称すれば、これも家伝と違えり。また昔は家系も所持し、武器など多く蔵せしかど、正保年中、己が家火を失して、それらのもの皆灰燼となり、わずかに刀3振を伝うという。そのひとつは長さ1尺・中心3寸ばかり、来国俊の銘あり。ひとつは長1尺5・6寸なり。廣次の2字を銘す。ひとつは無銘にして長2尺3寸ばかり、志津兼氏が作という。
9-7	宿谷村 [毛呂山町]	旧家者 権左衛門	氏を宿谷と称す。相伝う先祖は当国七党のひとつ、児玉惟行の第4子太郎経行に出で、経行が4代の孫・太郎行俊この地に来たり住せり。これ当所宿谷氏の祖なり。それより4代の後、宿谷次郎左衛門重氏、鎌倉右大将家に仕えしに、和田義盛・常盛の事に座して仕を止められ、やがて剃髪して不染入道と号し、遁世して当国に下り住しが、のち召されて再び頼経に仕う。その子・左衛門行時も將軍家に仕えたりしに、世かわりて宗尊親王に仕え、その子・二郎左衛門光則〔按ずるに【鎌倉志】に光則寺は、大仏へ行く道の左にあり、この所を宿谷ともいう。相伝う平時頼家臣・宿屋左衛門光則入道西信が宅地なり。昔日、蓮龍口にて首の座に及ぶ時、弟子日朗・日心2人、檀那四條金吾父子を、光則に預けたまい、土籠に入らると。これによれば親王家に仕えしというは疑うべし。〕光則の子・三郎行岩、行岩の子・三郎行惟まで親王家に奉仕し、行惟の子・四郎重頼より將軍尊氏に仕え、その子・与市儀重に至りて、武蔵・相模の内にて知行7000町の地を領し、將軍義詮・義満に従いて、応永の頃、泉州において、大内義隆と戦いて、しばしば軍功あり。その後、子孫世々將軍家に仕えたりしに、儀重7代の孫・近江守重近の時より、小田原北条家に属し、その子・大和守重則、天正年中、氏直より、当国入間郡の内、宿谷・権現堂・葛貫・市場・下川原・大久保・熱川・女影8ヶ村所領の書出を与えられしという。北条氏没落の後、郷士となりしにや、詳らかならず。重則より4代の後、権左衛門重本、大猷院に仕え奉りて、のち宿谷に住居し、寛文10年12月24日、55歳にて死すとあり。按ずるにある書に宿谷源右衛門行行は700石を知行せしに、享保3年4月6日、罪ありて領地を召し上げられしと見ゆ。これ恐らくは重本が子孫にして、この時、断家となりしならん。
9-10	大谷木村 [毛呂山町]	旧家者 与兵衛	村の名主なり。大谷木を氏とす。系図は伝えざれど、今、旗下の士・大谷木吉之丞、および百人組の与力・大谷木五郎右衛門などは、この家より出でし者なりといえ、古き家なり。されど、この家いずれの頃か一度廢せしことありしに、その時、旧記・武器をば、かの五郎右衛門に預けたりとて今は伝えず。ただ毛呂土佐守が由緒を書きしもの、および諸家より贈りし文書などを蔵す。按ずるに、郡中小田谷村長樂寺に毛呂系図1軸あり。その譜

			およびかの由緒書を合わせ見るに、大谷木氏は毛呂豊後守藤原秀光が流なり。秀光の孫・毛呂佐渡守秋重に2子あり。長を土佐守顕秀という。すなわち長栄寺の開基にて、毛呂本郷に住せり。次は越後守秋綱という。当村に住して大谷木を氏とす。秋綱が子を大谷木三河秋純という。その子与兵衛末昭という者あり。これ今の与兵衛が先祖なるべし。かの毛呂氏のことは【吾妻鑑】などにも見ゆ。前にいえる由緒書は、郡内毛呂本郷へ出したれば、合わせ見るべし。
9-13	瀧野入村 [毛呂山 町]	旧家者 和藤次	代々名主を勤む。大野を氏とす。北条の後胤と伝えて系図を所蔵せり。これを見るに、平氏国より北条久太郎氏宗・安房守氏重・大炊助照重あるいは民部ともいう。照重より佐渡守序重・玄蕃福重・五郎兵衛政成・利兵衛積重と続き、これより今の和藤次に至り9代なり。大炊助照重は小田原北条氏直に仕え、故ありて氏直より大野を名乗るべき由の命あり。故に大野をもって苗字とす。その頃は小田原に居りしが、いずれの頃か武州八王子に移住し、それよりまた当郡の内毛呂郷平山村に移り、屋敷を構え居住せしが、またそこをば村田和泉守という者に譲りて、佐渡守代に今の村に来住して和藤次に至る。平山村には堀ノ内屋敷とて今屋敷跡あり。前にいう系図誤り多きものにて信じがたけれども、伝えのままを出す。文書1通を蔵せり。左の如し。
9-16	毛呂本郷 [毛呂山 町]	毛呂土佐 守顕季陣 屋跡	小田谷村長栄寺に蔵する毛呂系図を閲るに、毛呂氏は大織冠鎌足の後胤にして、大宰権帥季仲が子を【吾妻鏡】に孫という]豊後守季光といい、《中略》また与兵衛が記録にいう。毛呂土佐守は管領山内憲政に仕え、相州小袋坂合戦の時、敵を討ち捕え、勸賞として鞍置馬を賜る。憲政没落の後、北条氏政に仕え、相州下嶋・網代・吉田・高橋・武州生野などの5郷を領し、天正15年12月27日卒す。その子・太郎[系図には次郎とあり]長吉もまた氏政に仕えて戦功ありと。当時の文書数通を蔵せしが、今は失いしとてその写を伝えり。その文、左に載す。その記せしさまは疑うべき事あり。《中略》按ずるに、右数通の内8月10日と書せる1通、その他は年号月日または月日のみ記せり。偶略書せしか疑うべし。また【鎌倉大草紙】に永享の頃、入西の人、毛呂三河守という者見ゆ。これは大谷木村の旧家大谷木の祖、三河守秋純がことなるべし。また下に載する前久保村の八幡社を、大永8年9月再建せしという。毛呂三河守顕繁も親族なりと見ゆれど、すべて定かには伝えず。
9-21	川角村 [毛呂山 町]	旧家者 孫太夫	木下求馬が采地の名主なり。小室を氏とす。先祖永源入道重吉は、すなわち前にいうごとく、浄光寺を起立せし人なり。これより子孫世々ここに住すという。按ずるに村内に堀ノ内および馬場などいう所あり。ここに限らず堀ノ内というは、多くは人の住みし所なり。さればここもかの重吉が居跡などにや。馬場というも永源が馬を習わせし所なるか。これ土人の口碑に伝うる所にもあらざれど、しばらく考を記せり。
9-24	大久保村 [毛呂山 町]	旧家者 久米右 衛門	大久保筑後守が百姓なり。粟生田氏にて、丸の内に雀を紋とす。先祖粟生田左京亮は、郡中浅羽城主浅羽下総守が家老たりという。按ずるに粟生田氏という者、浅羽より出て、七党系図に見えたり。恐らくは文字の似たるをもって、かの系図は誤写せしならん。このほとりに粟生田村という所もあり。また法恩寺の年譜録に、粟生田彦太郎直村という人見ゆ。これ元応の人なり。元より川越の住人と見ゆれば同族なるべし。
9-27	成願寺村 [坂戸市]	旧家者 平三郎	先祖を沢田和泉守貞と称す。成願寺の開闢の時、開山剣峰と同じく、相州よりこの地に遷って村を開墾せしという。それより子孫連綿して、今の平三郎に至るとぞ。
9-36	上吉田村 [坂戸市]	旧家者 藤吉	宮嶋氏なり。代々名主を勤む。先祖縫殿助と称し、信濃国諏訪の一族にて天正年中当所へ移りしとなり。故に鎮守諏訪明神を村内に勧請すという。紋は丸の内に梶の葉なり。また松本を氏とせる村民丈助は、諏訪氏の家人なりしなどいへり。按ずるに寺井宿真行寺の開基・真行尼は、武田信玄の妹なりしが、勝頼滅亡の後、上吉田村に暫く住し、その後かの寺を開きしと言ひ伝う。今、村内にて真行尼の事を伝えざれど、宮嶋・松本の2人は武田氏に仕えし者なりといえ、尼もたよりてここに来たりしなるべし。

9-39	北浅羽村 [坂戸市]	旧家者 与市	西尾藤四郎が采村の名主を勤む。高橋氏なり。家系を閲るに、宇多源氏佐々木の族、京極左衛門尉高氏が子、左馬助頼方三河国高橋に住して、高橋と号す。この頼方は嘉暦の頃の人にして、鎌倉の武将・惟康親王および久明親王に仕えり。その子・兵部少輔定頼またその子将監・基頼 2 代、山内の上杉管領に随従す。しかるに康正 2 年憲忠が騒動の時、基頼流浪せり。その子左馬助・将監・頼元、長禄年中より伊勢新九郎長氏に従い、これよりその子・左近将監綱利、またその子・将監氏頼世々小田原北条に仕えて軍功ありしが、天正 18 年氏政兄弟切腹の時、殉死せり。子・越前守政信は、同時、弟・政重と共に八王子に籠城して、兄弟同じく戦死せり。時に政信が子・兵部丞吉次わずかに 2 歳なりしを、その母懐きて当所に遁れ来たりて居住せしより、世々当村の民となれり。今の与市は 8 世の孫なりといえり。
9-41	小山村 [坂戸市]	旧家者 勘次郎	先祖を平田肥前守という。この人、当国の名家平山伊賀守に仕えしものなり。肥前守が手沢のものなりとて、刀 1 口を蔵す。あげものなれば銘の有無知るべからず。長さ 2 尺 1 寸 5 分、直焼なり。その作りは平常のものなり。この余、北条陸奥守氏照より平田が免罪のことにつきて、主人伊賀守へ与えし書状を蔵す。その文に。《中略》これによれば平田氏の古くより当所に住せしこと知るべし。この余、八王子より当村へ出せし文書を伝えたるは、すでに村名の条に出せり。
9-53	箕和田村 [毛呂山町]	旧家者 藤太郎	関屋氏なり。先祖は関屋藤三郎と称して、比企郡松山の城主上田闇礪齋に仕えて、いずれの合戦の時にや戦死せりという。ほかの考証となすべきことはあらざれど、上田朝直より与えし文書あり。その文に。

高麗郡

巻一頁	村名	収録名称	記載内容
9-90	赤沢村 [飯能市]	旧家者 里正弥 五郎	氏は岡部。先祖岡部玄蕃秀重、寛永 10 年に没す。それ以前のことは伝えず。なお、小瀬戸村の条と合わせ見るべし。→《小瀬戸村：屋敷跡》往昔、岡部六弥太忠澄後胤、岡部小右衛門この所に土着せしが、大猷院殿御代に東都にめさる。すなわち今の岡部内記が先祖なり。
9-102	大河原村 [飯能市]	旧家 忠兵衛	大河原を氏とす。分家 5 軒および飯能村にも同氏の者あり。しかれども家系詳らかならず。按ずるに、大河原四郎といえる者は、この村の所生なるや。さにあらんには後裔の者なるべきか。なれど証とするものを伝えず。ただ村中に殿屋敷といえる所あり。土人の伝えに、往古、大河原某の居住せし所なりと。今は田畝となれり。
9-104	久須美村 [飯能市]	旧家 辰五郎	宮寺を氏とす。先祖宮寺与七郎は、北条陸奥守氏照に仕えしが、天正 18 年八王子城没落の後、この所に潜匿して、ついに住居すという。この宮寺の祖先【吾妻鏡】および【七党系図】野与党によりて、按ずるに、村山七郎頼直兄弟 4 人あり。兄は大井五郎太夫家綱、入間郡大井郷にちなんで名乗りしと見ゆ。弟は宮寺五郎家平、これも同郡宮寺の郷にちなんで氏を称せしと見えたり。その弟は金子六郎家範なり。さればこの祖先与七郎へ金子の一跡、北条氏より賜りしも、もとより同族の由あるゆえと見えたり。古文書 3 通、その余、武器など所持せり。《中略》この織田家の感状は、何人より譲り受けたるや詳らかに伝えず。今一軸に表装して蔵せり。
9-112	飯能村 [飯能市]	旧家 又右衛門	氏を大河原という。先祖は大川原村に住せしよし。その遷り来る年暦詳らかならず。天正 3 年北条家臣長野讃岐が奉りて出せし文書を所持す。その文、左のごとし。
9-120	仏子村 [入間市]	旧家者 百姓 4 軒	当村を草創したる 4 人の子孫なりという。大久保・平岡・石井・宮岡を氏とす。往古は村内を 4 分して持ちたりしと。今も居住の地 4 所に分かれり。されど古記などの伝えなければ詳らかならず。この 4 人の墓所は宅地の内にありて、皆大なる板碑あり。大抵、碑面漫漶して文字読むべからず。ただ、宮岡氏の墓所の内に、建長 2 年 7 月 29 日、ひとつは建長 5 年 12 月 (大戈美刁) 右志者為平高治往生安楽也、諸□敬白などの文字見えたるあり。

9-132	青木村 [飯能市]	旧家者 内蔵助	青木を氏とす。その遠祖をたずねるに、従二位前大納言武石麻呂、元正天皇の靈龜2年2月、高麗人990人を禁庭より預かり奉り、丹波国より当国に下り、この郡中に居住せしより高麗郡と号せりと。その時、禁中より鹿子木および銀錢・銅錢そこばくを賜れり。その子孫青木式部大輔実近、当国において7荘を賜り、当所泉ヶ城に居住せりという。武器・系図なども伝えたりしに、万治年中、七太夫なるもの馬術に達せるをもって、中山備前守が家臣となりし時、かしこに持ち行きて、今、内蔵助が家には、写しの系図と古き鞍・鐙・鎧のみ伝えり。内蔵助が氏族12軒あり。いかなる故にや、青木の家は正月松飾をせず、内蔵助および弥惣次は、地頭より苗字帯刀を許されりという。
9-134	野田村 [入間市]	旧家者 新左衛門	荒井氏なり。先祖新左衛門は鍛冶なり。古鎧1本ならびに古文書1通を蔵す。その文、左に載せり。
9-147	柏原村 [狭山市]	旧家者 武兵衛	長谷川を氏とす。先祖は長谷川内膳久吉と称す。古書、若干ありしが、故ありて百年前に散逸すという。天正年間の水帳の遺冊に載する所《以下略》
9-147	柏原村 [狭山市]	旧家者 庄兵衛	増田を氏とす。先祖増田正金また大水貴先と号して鍛冶を業とす。応永32年2月没す。鍛する所の鎧1本その家に伝う。身の長さ1尺3寸、忠銘に柏原住人大水と鐫す。それよりして箕裘(からごろも)を継ぐもの4世。今その名を失えり。
9-157	的場村 [川越市]	旧家者 七右衛門	神山を氏とす。その先祖、神山七左衛門は、法城寺の開基なりという。
9-157	的場村 [川越市]	旧家者 八三郎	加藤を氏とす。天正の頃より累世里正たり。この村草創5軒の百姓といえるそのひとつなり。鞍・鐙・鎧など先祖より伝来の品所持せり。七右衛門もまたその1軒なりといえり。その余の3軒は今詳らかならず。
9-164	鯨井村 [川越市]	旧家者 織平	氏を勢めという。先祖某は北条新九郎の氏族にして、当所犬竹郷に居住す。よって犬竹を氏とす。すなわち犬竹織部正平則久と称す。河越三十三郷の内を領し、北条氏の旗下に属す。北条氏亡て後、子孫民間に下れり。戸田左門一西、この村を知行せし時、慶長年中、江州膳所へ移されければ、則久が子孫これに属して、かの地に至りて住居せる時に犬竹の氏を勢めと改むと。居ることいくばくもなく、同姓某なる者を出だして代らしめ、己はついに郷里に帰居せしより、今すでに15世に及ぶという。されど古書の詳らかなるものはなし。
9-165	鯨井村 [川越市]	旧家者 平七	鎮目を氏とす。先祖は鎮目左衛門元安と号し、小田原北条家に仕う。その子・鹿之助政安、駿州蒲原城において、永禄12年12月6日信玄と戦の時、27歳にて討死すとうんぬん。すなわち家系の一軸および陣貝・短刀・轡などを伝え蔵せり。
9-174	笠幡村 [川越市]	旧家者 啓次郎	発智を氏とす。先祖は六郎次郎と称して、永正の頃より代々この村の里正たり。古器・旧記等も伝えしに、文化年中火災にかかりて烏有となれり。
9-190	平沢村 [日高市]	旧家者 新五郎	氏を小窪という。先祖六郎右衛門、北条家に仕えしとて、小田原より賜いし文書を蔵せり、その文に。
9-196	新堀村 [日高市]	旧家者 甚助	今、町田を氏とすれど、本姓は高麗氏なりという。先祖高麗彦四郎経澄・同四郎左衛門季澄・同掃部助清義など、世々軍功ありて足利將軍より感状を賜いしとて、今も文書14通および皆朱の鎧1筋を所持せり。鎧の身三角穂にして、長さ6寸、無名〈金偏に忠〉のさきを曲げ、目釘をうちし金物みな鉄なり。柄長さ6尺、後に切りたるものとみえて石突きなし。文書、左に載す。
9-205	梅原村 [日高市]	旧家者 三郎兵衛	氏を堀口という。先祖は北条家に仕えしよし。高麗町よりここに移りしという。古書2通を蔵せり。
9-209	横手村 [日高市]	旧家者 半之丞	山口を氏とす。先祖山口若狭守重明は、信州諏訪に居住し、永禄7年小田原北条家に仕え、同き12年、当村の代官職を命ぜられて、村内山根といひし所に住せり。天正7年、隣村白子にて20貫文の地を領す。同き10年、上野国前橋の役に戦功ありしかば、その賞として相模国愛甲郡奈良沢郷に

			て200貫文、当国多摩郡関戸の内、乞田村・勝河村にて50貫文の地を加増あり。そのほか当村にて給田を与えしことなど、すべて蔵する所の古文書に見えたり。小田原落城後、この所に潜匿し、慶長17年8月22日卒す。若狭守が子・郷左衛門重久も、小田原へ勤仕せしが、父と共にこの所に蟄居し、慶長13年駿府において、神君酒井雅楽頭忠世に命ぜられて召し出され、水府鶴千代君につけさせられ水戸の地に移住す。郷左衛門、その子・六郎右衛門へ家督を譲り、その身は当村に隠居せり。六郎右衛門子孫は今に高松藩中に連綿たり。郷左衛門が二男九郎兵衛、三男弥三兵衛は病を謝して、父郷左衛門に孝養せんがため、ここに帰隠せり。弥三兵衛が子孫、すなわち今の半之丞これなり。古文書7通、系譜その外古器などを蔵す。左に。
--	--	--	---

比企郡

巻一頁	村名	収録名称	記載内容
9-238	上井草村 [川島町]	上井草村	今、村民・助太郎が蔵する文書に、小田原・岩槻などより当村へ出せしものあり。その文に。
9-245	下伊草村 [川島町]	旧家者 藤四郎	比企を氏とす。判官能員の庶流なりという。彼が家に蔵する古き過去帳に、浄安居士、寛永15年9月没す、俗名を藤四郎という。比企系図にはこの人の沙汰なし。ただ岩槻より出せし文書1通を蔵す。これによれば天正17年の頃、比企藤四郎といえる人、この村の内また下足立慈林村の辺をも領せしと見えたり。これその旧家にて、世々ここに土着せし証なり。
9-249	三保谷村 [川島町]	三保谷村	陸奥国会津郡長浜村の農家に蔵する古文書あり、その文に。《中略》また郡中下八ツ林村の民、道祖土某が所蔵の文書に、同6年検地の書出あり、その文に。《中略》この余、道祖土が所蔵に、当村のことを記せし文書数通あり、その全文八ツ林村に出せり。
9-257	中山村 [川島町]	旧家者 比企道作	今、医を業とす。鎌倉將軍の頃、比企判官能員と聞こえしより、その支流いったん御当家へ仕え奉りしが、故ありて除村せられ、永く当所の民間に下れりという。道作はその子孫なり。先祖能員より連綿せる系図を蔵す。その略にいう、比企氏は藤原姓にて、家紋は花菱および剣酸草なり。その大祖のよって出る所を記さず、判官能員藤四郎と称し、比企・入間・高麗の3郡を領し、故ありて建仁3年9月2日遠江守時政に誅せらる。【吾妻鏡】を閲るに、能員四郎とも藤四郎とも称す。永暦の初め、頼朝配流の時、能員が姨母・比企尼、その夫・掃部允と同じく忠節を存し、治承4年まで20年の間、比企郡の田地を請所として、世途をたすけしかば、頼朝志を得て後、その寛大方ならず。しかのみならず、能員つねに昵近して勤勞ひさしかりければ、建久元年、上洛に扈從して、右衛門尉に任じ、のちまた判官となる。頼朝薨じて後、子・頼家將軍宣下あり。能員が女若狭局これに仕えて、男女の子を産めり。されば能員外戚として権勢いよいよ盛んなり。建仁3年頼朝病にそみし時、家督の事により北条時政が一族を除かんとし、事顕われ、ついに誅せられ、一族あまた同じく滅亡せしという。能員を或いは義員とも記す。建久5年の下には右衛門尉義員とあり。義の字は能の字の誤りなるべし。また系図によるに、能員が子・四郎時員も父と同じく自害せしが、懐胎の婦人ありて民間に隠る。さて平産せしに男子なりければ、岩殿觀音の別当養育して児とす。成長の後、上洛して、叔父東寺の僧・伯耆法印円頭に依りて、順徳院北面の侍となる。のち佐渡へ還らせたまうにおよびて、御跡を慕い奉り、越後に來たり寺泊に住す。その子・小太郎員長、はじめは越後にありしが、叔母若狭局は頼朝將軍の女、竹之御所の老母たるにより、かの御所の領地を比企・吉見の2郡に定めらるるにおよんで、員長その縁族たるをもって、ひそかに越後より当郡に移り住し、文應2年2月2日卒す。これより右馬允満長、右衛門佐守長、小四郎之長、内匠助重長、藤次補榮、藤兵衛久榮[明応8年武州広木大仏の城にて討死]、左馬助員信、左馬助義次など8代を歴て、世々当郡に土着し、左馬助政員に至る。政員は上杉憲定[今按ずるに朝定の誤りか。思うに家蔵文書の内に、憲定の判物ある故に、誤記せしなるべし]に仕えて、しばしば軍功をあらわし、感状数通を賜るといへども、戦争の紛れに失えり。されど上杉氏の宿老・美濃入道

			<p>三楽齋の文書を蔵す。《中略》これらの文書により家譜と合わせ考うるに、政員は天文申、上杉朝定滅亡の後、岩槻の城主太田三楽に属せしごとくにもみゆれど、上杉憲定というは、全く上田憲定の文書〔文は後に出す〕あるより、牽強せしにや。政員、三楽に仕えざる前の事実は伝えを失いしなるべし。されど三楽が文書、進退のこと、資正請取上者不可有加在というによれば、恐らくははじめ扇谷上杉へ仕えしか。弘治年間、政員、上杉の使節として、駿州今川義元がもとへ赴きし時、義元、猿楽を催してもてなし、かつ政員が馬を好むよしを聞いて、よき馬をあまた集めて、政員に見せしめける時、東照宮も駿府に御座ありける時にて、かの席へ出御ありしという。子・則員もまた父の名を襲ねて、左馬助と称し、幼時より松山城主・上田上野介がもとに倚頼す。これは資正入道、永禄年中、小田原北条氏のために、岩槻城をはなれし故、則員、松山へ移りしにや。天正年中、常陸国筑波下にて真壁道無と合戦の時、および下野国大平山にて皆川と合戦の時、2度まで鑑下の高名あり。その後、上田憲定与えし所の文書あり。その文に《中略》今按ずるに、この左馬助は則員なるべし。上田上野介憲定、天正13年の頃、家督を継ぎしなれば、永禄15年というはうけがいがたし。思うにこの書もと15年丁亥とばかりありしを、年号の字を後人の書入しなるか。丁亥は天正15年にて、永禄15年にあたる年は元龜3年壬申なり。松山没落の後、則員、比企郡に蟄居せしを、越前中納言殿聞き及ばれ、慶長6年召し出さんとしたまえど、当所に引き籠りて出ず。子・次左衛門義久召し出されて後、同18年東照宮本多佐渡守に仰せありて、すでに召し出さるべかりしかど、かくして翌年に至り、病につきて辞し奉りければ、やがて万病円百粒を賜えりという。御恩眷の程知るべし。元和2年3月19日、年59にして没す。その子・次左衛門義久、慶長16年駿府へ至りし事あり。その頃、人のかたるを聞きしに、東照宮、春日下総守・同左衛門・松野撰津守などへ御物語の次に、昔、今川義元、上杉の家人、比企左馬助則員へ懇意をつくし、馬を揃えて見物せしめしことなどおぼしめし出され、かの則員は関東に武名ある者にて、その父・左馬助政員もしばしば軍功ありし者と聞きしが、今その子孫はいかがせしにやと御尋ねありけれど、下総守など知らざりければ、御答も申し上げざりしといえは、義久残り多き事に思い、浜松へ行きて目安をささげければ、やがて召し出されける。時に年19歳。後に大坂2度の御陣にも供奉し、大猷院殿の御時まで仕え奉り。寛永19年8月8日没す。子・藤左衛門重員、父につきて仕え奉り、大御番を勤む。その子・次左衛門久員、部屋住より大御番を勤め、後に組頭となり、御加増に賜る。子・藤十郎稚久家督の後、天和3年より大御番を勤めしが、當中にて矢負鳥の虚言をかたりしこと常憲院殿の御聞に達し、御糾明ありて追放せられけるより民間に下りて後、祖先の旧縁によりて当所に土着す。これより次郎四郎重久・藤五郎政久・藤五郎満久・玄仙員吉の4世を経て、今の道作貞員に至るといふ。</p>
9-260	上八ツ林村 [川島町]	長福寺	<p>境内に、小高伊賀守・同大炊助が墓あり。大炊助が名は道祖土文書にも見えて、岩槻太田氏に仕えし人と見ゆ。その法諡を遠山善久居士という。元和4年2月14日没す。伊賀守が法諡を伯翁禅悦居士という。慶長13年8月19日没す。その子孫近き頃までこの村にありて相続せしが、今は他へ行きしという。当寺に太田氏資・同氏房より出せし文書あり。その文に。</p>
9-262	下八ツ林村 [川島町]	旧家者 郷助	<p>氏を道祖土という。道祖土は藤原氏にて、御堂関白道長の曾孫、須藤権頭貞信、下野国へ下り、那須を領す。貞信6代の孫、那須太郎資隆が子・十郎資兼、はじめて道祖土と号す。この後、13世が間、あるいは管領上杉氏に仕え、また豆州北条御所に仕う。14世・兵庫頭氏兼、北条早雲に仕え、その孫・下総守康成、氏康より当国比企郡老袋城を賜る。その子を図書助康兼という。康兼が子・隼人康玄、後に土佐守と称す。この人、はじめて当村の内・畑中という所に住し、岩付太田氏の代官を勤む。天正7年10月15日没す。図書助が子・康玄より農家となり、今の郷助邦彦まですべて9代に及ぶといふ。家譜に載る所かくのごとし。しかれども当時、岩付より出せし所の文書23通〔内1通は三保谷村に出す〕今なお家に蔵す。その中につきて考ふるに、図書助康兼が頃より、岩付太田氏に仕えしこと明らかなり。その余、当時の事実考証とすべきもの多し。</p>

9-312	瀬戸村 [ときがわ 町]	旧家者 丈右衛門	荻久保を氏とす。先祖某は帯刀先生義賢の臣下なりと言い伝う。義賢、近郷大蔵に館を構えしなれば、この辺を領せしと見えて、隣村馬場村の馬場氏、田中村市川氏なども各々祖先はともに義賢に仕えしという。丈右衛門が先祖某没して後、村内に葬り、のち神に崇めて荻明神と唱う。その葬地には塚ありて、今、福仙坊と呼ぶ。これはこの人、晩年剃髪して福仙坊と号せし故なりとぞ。
9-312	馬場村 [ときがわ 町]	旧家者 三右衛門	馬場氏なり。先祖は帯刀先生義賢の家臣なりしというのみ。考証とすべきことあるにあらず。按ずるに、田中村の民・東吉なる者の祖先も、義賢に仕えし由。その家譜を閲るに、義賢討たれし時、家臣ら大蔵の館へ逃げて、この辺に忍び住する者8人あり。その内に馬場兵衛次郎頼房・同源次郎頼直などという者あり。これ三右衛門が先祖なるべし。また天福年中かの8人の子孫ら、平郷および福田郷に社を造立し、義賢の霊を祀りて、平郷にては山王とし、福田郷にては浅間と崇む。山王社の祭礼には、流鏝馬を行い、8人の子孫の内に2射手を勤めりという。今この2社はすなわち平村と福田村とに鎮座ありて、山王社の例祭に流鏝馬の式あり。いにしえよりこの三右衛門および東吉、瀬戸村の民・丈右衛門が家にて、つかさどりて行えりといえ、8人の内、馬場氏の子孫たることを知るべし。丈右衛門が先祖も義賢の家臣にて、8人の内なりという。その家に蔵する旧記は、馬場氏の祖先のことを記録せし物なれば、もとは三右衛門が家に伝えし物なるも知るべからず。されど考証とすべき物にあらざればここに載せず。ただし、その記録に義賢の霊を祀りしは、馬場義因といいし者の時なりという。なおその村の条あわせ見るべし。
9-318	田中村 [ときがわ 町]	旧家者 東吉	村の名主なり。氏を市川と称す。家系1巻を伝えり。その祖先は新羅三郎義光の男、市川別当刑部卿阿闍梨覚義なり。この人、帯刀先生義賢の味方として大蔵の館にありしが、義賢討たれし時、その家臣馬場兵衛次郎頼房・同源次郎頼直など7人と共に当所に落ち来りて居住す。覚義の子2人あり、長男は覚光という。甲斐国市川寺の別当となれり。二男小十郎俱義は、父と共にここに住す。それより数代の後、市正教光といいし者、元弘2年、新田義貞に属し、鎌倉合戦の時、由比の浜にて討死す。その子五郎忠光は新田義興に従い、当国矢口の渡しにて戦死せり。按ずるに【太平記】などに教光がことは所見なし。五郎は延文元年10月10日、竹沢右京亮良衡などがために、義興、矢口の渡しにて自殺せし時、従者13人[或いは12人という]の内なり。この人および土肥三郎左衛門・南瀬口六郎3人は水底を潜り、向こうの岸に至りて敵多く討ち取り、ついに戦死すとあり。また【異本太平記】には市川五郎右衛門と載せたり。忠光討死せしかば、その弟十郎正光、父の家を継いで、当所に住す。この人より7代の後、重右衛門光治は、甲斐国武田家の旗下に属して、その国に移住し、後に伊賀守受領す。その子・重右衛門も後、伊賀守という。信玄より諱の一字を賜り、信治と名乗り、天正3年、同国葦崎にて戦死せりという。されどその頃のものに伊賀守がこと所見なし。ただし、勝頼滅亡の時、市川十郎右衛門という者、同国古府中にて誅せられしこと見えたり。伊賀守が初名重右衛門というによく似かよいたれば、もしくはこの十郎右衛門は、すなわち伊賀守が一族などなるも知るべからず。信治の子・美作守忠治は、横見郡松山の城主上田能登守に属す。その子・志摩守治本は、松山の城にて戦死せり。その年月など詳らかならず。これより子孫、当村の土民となり、数代にして東吉に及べりという。また祖先覚義より5代、十郎右衛門喬義の時、義賢の霊を祀りしこと家系に載せたれど、それは馬場村旧家の条に弁じたれば、ここに略せり。
10-18	奈良梨村 [小川町]	旧家者 仙右衛門	鈴木氏なり。その先祖を尋ぬるに、紀伊国熊野の人にて、鈴木兵庫助重光という。この人、伊豆国に下り江梨という所に住せしに、延徳年中、北条氏茂その国を討ち従えし時、はじめて北条家の旗下に属せり。重光の子・左京重安は、北条氏綱・氏康の2代に奉仕す。その子・上野介重氏、その子・民部重直も皆、北条家の旗下にて、重直は松山城の寄騎たりしが、その頃、当所は松山・鉢形両城の領分境なれば、その境目の鎮護としてここに住居

			せり。その子・隼人佐重親、亡父に代わりて境を守りしに、北条家没落せしかば、ついに土民となれりと、家に蔵する記録に見えたり。重親より今・仙右衛門まで、8代におよぶという。天正10年北条家より与えし伝馬継立の掟書を蔵せり。その文、左のごとし。
10-21	越畑村 [嵐山町]	旧家者 五兵衛	酒井但馬守が知行の名主なり。氏を船戸という。その祖先は左兵衛督成氏より出たり。成氏の子・重氏、その子・氏経は船戸左近と称す。これより世々船戸をもって氏とせり。氏経の子・孫太郎俱氏、その子・大学行氏、その子・玄蕃浄氏という。この浄氏は北条安房守氏邦に仕え、天正18年、鉢形落城せし後、当村に来たりて農民となり、慶長9年2月晦日死せし由、家に蔵する過去帳に見えたり。浄氏より今の五兵衛まで9代に及べりという。按ずるに、重氏・氏経など將軍の譜に所見なければ最も疑うべし。船戸のことは足立郡鳩ヶ谷町の民・喜市なる者の先祖を船戸大学助という。卒年は伝えざれど、その家に蔵する天正7年小田原北条家より与えし文書に、鳩ヶ谷百姓船戸大学助とあれば、天正の頃世にありし人なり。前にいう大学行氏は元龜元年に卒せしよし伝うれば、大学助とは別人にてその一族などにてあるべし。
10-34	上唐子村 [東松山市]	かたよせ	村民・縫左衛門が家に蔵する。上田上野介憲定より与えし文書に、当所をかたよせの郷と載せたり。しかれば古は別村にして、後年本村に属せし地なるべし、文書、左のごとし。
10-39	松山町 [東松山市]	旧家者 五郎左衛門	岩崎を氏とし、代々この村の名主役を承れり。先祖を岩崎対馬守といひて北条家に仕う。その頃かの家より出せし文書数通を持てり。その子孫連綿として五郎左衛門に至れり。かの五郎左衛門が父の時、宝暦13年争論のこと起これり。その故は古来よりこの所に立つる市店の賃銭を取り来りしことにより、村民喜左衛門なる者をはじめ、その余7人の者、かの父がはからい悪ししとて、公に訴えしに、年ごろ家に伝えし文書を取りいでて申しひらきしかば、とかく詮議ありしに、古くより取り来たりしこと疑いなかりし故、元のごとく市店の賃を取るべき由、公より免許ありしと。されどかの文書はこの時、公に止まりて、今は写をのみ存せり。文面に解しがたきことあれど、そのままを左に記せり。

横見郡

巻一頁	村名	収録名称	記載内容
10-77	一ツ木村 [吉見町]	旧家者 徳太郎	当村草創の民なり。先祖・勸解由良房は、武田家人・原隼人正が子孫なり。甲州没落の後、久しく当郡松山に住す。文禄年中、当所に土着して民家に下る。その後、良房、慶長6年71歳にして卒す。その子・右馬祐良清は寛永16年65歳にして卒す。墳墓龍ヶ谷にあり。この正統はすなわち徳太郎なり。良清が次男・原五郎兵衛良親が子孫は、今名主作兵衛これなり。

埼玉郡

巻一頁	村名	収録名称	記載内容
10-102	市宿町 [さいたま市]	旧家者 九郎左衛門	勝田氏なり。先祖は藤田佐渡守と号し、北条氏資に属し、のち太田十郎氏房に従い、岩槻に居住してより代々ここに居住し、その子・大炊助も氏房に属して、しばしば軍功ありという。北条氏政・氏直・氏繁・氏資・康成および太田十郎氏房より与えし文書を蔵せしが、享保5年回禄に罹りて烏有となれど、そのうち氏繁・氏資・氏房などよりの文書3通の写は伝われど、さして考証とすべきことなればとらず。
10-112	中閩戸村 [蓮田市]	旧家者 与兵衛	氏を黒須と称す。いずれに仕えし士にや詳らかにせざれど、先祖・平内五郎へ永正16年長謂という人より与えたる感状、および氏綱という者の出せし文書を所持したれば、古き家なることは論なし。文書に見えたる氏綱は、もしくは郡中新堀村に住せし佐々木氏綱ならんといえり。また入間郡に黒須村ありて、その地の遠からざれば、与兵衛が先祖は元かの地に住して、在名を氏となせしも知るべからず。されどこれらのことは記録の伝えなければ、すべて考えるに由なし。文書の文、左のごとし。

10-116	小久喜村 [久喜市]	旧家者 文平	氏を鬼窪と称す。先祖を鬼窪尾張繁政と呼び、天正19年正月8日没し、寿光院秋月齋孤居士と号し、今の文平まで10代当村に住し、名主の役を奉り、かれが家より分かれし民5軒ありというのみにて、家系を伝えざれば、その家の事実詳らかならず。されど当国七党の内、野与党の譜に、鬼窪六郎定綱という人を載す。【吾妻鏡】正嘉2年3月1日の条に、鬼窪又太郎という人を載せ、また笠原村に載せたる康暦3年の文書にも鬼窪氏みえたり。文平はこれらの子孫なりや。このほか高麗郡新堀村聖天院にある応仁2年の鰐口に、久伊豆御宝前鰐口、願主衛門五郎、武州騎西郡鬼窪郷佐那賀谷村とあり。すなわち今南隣実ケ谷村のことにて、その村に久伊豆社もあり。また白岡村八幡社宝、享徳5年の鰐口に、鬼窪八幡宮とある類、この辺、いにしえは鬼窪と唱えしこと知らる。されば鬼窪は当所の在名をもって名乗りしことならんには、旧き家なること知るべし。
10-119	実ケ谷村 [白岡市]	旧家者 太兵衛	野口を氏とす。いにしえ隣村・江ケ崎村に住し、のち当所に移りしという。小田原北条氏より与えし文書1通を蔵せしが、20年前焼失せる由、その文、村民の伝えには、武蔵国川口奉行たるべきものなりとありて、武蔵国埼玉郡江ケ崎村野口彦五郎殿と記し、虎の印ありしものなりという。
10-127	裏慈恩寺村 [さいたま市]	旧家者 関根所左衛門	当村の名主なり。先祖関根織部勝直は、広沢尾張守重信の二男にして、太田氏房に従い、のち高野山に入りて死す。勝直の子・大炊助満親は、幼年より隣村上野村宝性寺に入り、成長の後、民間に下り慈恩寺村に移り、慶長の頃、表慈恩寺村および当村かつ花積村など3村の内にて数10石の地を開発し、元和8年2月12日死す。それより数代を経て、今の所左衛門に至れり。かれが祖父・所左衛門奇特の聞こえありて、寛政3年、時の領主松平大和守より苗字帯刀を許し、かつその行いの奇特なるを褒賞ありし由、【孝義録】にも見ゆ。また青柳村に関根氏の旧家ありて、広沢氏より出でしという同家なりや。されどその伝うる所の名は互いに異なるなり。
10-133	村国村 [さいたま市]	旧家者 伴蔵	氏を齋藤と称す。代々名主を勤め、かたわら鑄冶を業とせり。家系を失いたれば来由詳らかならず。岩槻太田家および小田原北条家より与えし文書を蔵す。宛名・渋江鑄物師とあり、されば往古は岩槻渋江町に住し、御入国の後、当所に移りしなるべし。ほかに虎松丸より与えし感状1通を蔵す。宛名・小曾川小五郎とあり。近村小曾川村の名主兵吾は、今、中嶋と称すれど、もと在名をもって小曾川と称し、小五郎の末孫にて、代々その村に住する由伝うれば、その家の者なるべし。されどこれも系図を所持せざれば、詳らかなることを知らず。文書4通、左のごとし。
10-146	小曾川村 [越谷市]	旧家者 兵吉	中嶋を氏とす。いにしえは小曾川氏にて、祖先を小五郎と呼ぶ。古文書などもありしが、中古失えりという。按ずるに小曾川小五郎は、岩槻太田氏に仕えし者なるにや。今、郡中村国村名主伴蔵が所蔵・岩槻より出せしという永禄6年虎松丸なる者より与えし文書に、小曾川小五郎殿と載せたり。これ当家へ与えるものなるを、後いかなる故にや、他の家に渡りしものならん。文書の全文は村国村の条下に出したれば、合わせ見るべし。
10-155	八条村 [八潮市]	旧家者 三郎兵衛	阿川氏なり。系図および大内家より与えし感状など数通を蔵せり。祖先阿川掃部助盛康は、その出る所詳らかならず。家系には將軍義尚同腹の弟にて、幼名を乙若丸と呼しという。されど足利系譜に盛康という者所見なし。かつこの人、大内氏の家臣にて、將軍家の連枝とは思われず。盛康、大内教弘・政弘などに仕え、戦功ありて、長門国三隅庄その余所々を采地とす。盛康が子・三郎弘康、その子孫・七郎康政、文亀元年、豊前国馬岳合戦に、菅原新左衛門を討ち取りし功によりて、周防国香河にて采地を加増す。その子・掃部允綱康も数度戦功を顕わし、大永3年石見国にて戦死せり。その子・弥七郎康次は、天文3年7月20日、豊後国にて討死せしが、子なきをもって、その弟・乙若丸家を継ぎ、弥七郎康長と名乗り、天文20年、陶尾張守晴賢謀反の時、尼子氏へ使者として赴き、のち石見国に退去せりという。大内記に天文20年8月29日、義隆、阿川太郎隆康を使として、冷泉判官黒川近江守らが陣所へ遣わせしに、隆康かの陣所に至り命を伝えし後、ただちに落行しとあり。これ康長が一族

			などなるべし。康長が子・三郎兵衛康久はじめ関東に来たり。岩槻の城主北条氏に仕えり。天正 18 年かの城没落の後、当村に土着して、今の三郎兵衛まで 5 代なりという。所蔵の文書 11 通あり。その文、左に載せり。
10-165	後谷村 [八潮市]	旧家者 富右衛門	代々名主を勤む。氏を会田と称す。もと越ヶ谷に住し、その後、当所に移れりという。家作は 200 年以上の者にて、柱の削り・小屋組の様、今の製作と変われり。先祖の帯せしという短刀および手鑑・乗鞍・轡などあり。また菊桐を付し、印籠を蔵す。梨子地紋所の様、古色にて緒しめば金の無垢なり。太閤秀吉より先祖へ与えしものなるべしなどいへど、その正しきことは知らず。会田系図を見るに、会田三郎左衛門正重は、出羽介正兼が孫・源太郎正富が子なり。当国鉢形の城主北条安房守氏邦が麾下に属し、越ヶ谷の地に住す。その子・若狭正方は、太田十郎氏房に従って討死す。その子・若狭正忠二男出羽正之という。正之も越ヶ谷に住すとあり。今、越ヶ谷宿に会田氏の子孫なし。衰微して江戸に移れりという。この富右衛門が家は、かの越ヶ谷に住せし会田氏が支族なりしや。系図は所持せされども、その詳らかなることを知らず。
10-170	瓦曾根村 [越谷市]	旧家者 彦左衛門	代々名主を勤む。中村彦左衛門一栄が子孫にして、先祖・一栄、東照宮より賜りし由、信国の短刀を蔵せり。按ずるに、【家忠日記】慶長 5 年 6 月 26 日沼津城において、中村彦左衛門尉饗膳を献ず。大久保相模守忠隣・本多佐渡守正信など、この駅に迎え奉りて大神君に謁す。この日、三島に着御とあり、この時、信国の太刀を賜いしにや。《中略》系図を伝えざれば、定かなることを知らず。今の彦左衛門より 7 世の祖・茂左衛門の時、当村に土着せる由、《以下略》
10-187	市野割村 [春日部市]	旧家者 弥平太	氏を井上と称し、先祖を将監という。岩槻城主太田十郎氏房に仕え、当所において永 50 貫文を賜い、氏房没落の後、跡を民間に隠せり。男子 2 人あり、長男を三郎左衛門といい、次男某 14 歳にして剃染し、平方村林西寺に住職して、然譽吞龍と号し、のち高德の聞こえあり。三郎左衛門が子も、また父の名を襲い、それより連綿として当所に居住し、今の弥平太に至る。前に出せる香取社鰐口〈享徳三年銘〉の本願末太郎といえるは、これが先祖なるべしといへど、その詳らかなることを知らず。
10-190	粕壁宿 [春日部市]	旧家者 次郎兵衛	世々名主を勤む。氏を関根と称す。その先祖を尋ねるに多田満仲の末葉にて、はじめは多田と称せりという。系図失いたればその詳らかなることを知らざれど、家記を閲るに、天文年中、多田新十郎なる者あり。甲斐の武田に仕え、諫言主の意に違えるをもって退身し、岩槻城主太田美濃守資正に従い、それより十郎氏房の代に至り、永禄 12 年薩埵山において、北条・武田合戦の砌、氏房より北条へ援兵を差し向ける時、新十郎その内に加えられしに、戦功衆にぬきたれば、氏政より感状を賜う。その後いづれの合戦のことにや、太田氏の将兵抜群の功ありしかば、上杉謙信より、三楽へ感状を送らる。その文に、関東根元の武士と記せり。三楽面目に思い喜び斜ならず、今より予が旗下の士、関東根元の 4 字を摘みて関根と名乗るべしとて、戦功の者数人を選出して、関根の氏を与う。新十郎もその一人にて、この時より多田を改めしという。されどこれより前、関根氏の者ままだれば、うけがいがたきことなり。またいう、岩槻落城の後、当所へ引き籠りて村民となり、男子 3 人をもうく。八郎左衛門・帯刀・左京之助と称す。よりにてこの辺、関根を称する者あまたあり。帯刀の子孫、今、与五右衛門という。左京之助の家は子なくして跡絶えたり。八郎左衛門は、すなわち次郎兵衛が先祖にて、寛永 9 年 7 月 17 日卒し、諡して道詮と号す。それより連綿として子孫相続し、或いは次郎兵衛、或いは八郎左衛門と称し、9 世にして今の次郎兵衛に至る。氏政よりの文書、左のごとし。
10-191	粕壁宿 [春日部市]	旧家者 九左衛門	先祖某、郡内関根村を領し、すなわち居住し在名をもって関根と称すという。その後、真蔵宗氏なる者、時の兵乱を避け、当所に来たりて隠棲す。宗氏卒後、その子、父が菩提のため、かれが墓所へ庵室を結び、真蔵庵と名付け、その後、願い上げて一寺とすという。今の真蔵院これなり。真蔵より数代を経、天正年中、図書と称せし者、北条氏に従い、戦功によりて氏繁より感状を賜い、かつ鱗の紋を許さる。ほかに深井佐枝へ円阿弥が

			奉りにて出せし文書、および御入国の後、岩槻城主高力より与えし書あり。図書が卒年詳らかならず。それより14代を経て、今の九左衛門に及ぶ。
10-195	東村 [宮代町]	旧家者 治右衛門	鈴木を氏とす。代々当村に住して、元は里正も勤めたりという。家記を閲るに、先祖は鈴木左馬助重次とて、管領上杉氏に仕え、その子・雅楽助重久も上杉の臣たりしが、その子・雅楽助業俊の時に至り、北条氏政に属し、その子・日向守重門[初名雅楽助]より、太田氏房の旗下となれり、この日向守、のち入道して了清と称す。元和3年、手づから筆記せし軍功の覚書あり。それにはしばしば戦功ありて、氏政・氏直より感状を与えられしが、回録のために失いしと記せり。今も焼き残りしものとて、文書6通を蔵す。その文書、左に載す。
10-219	栢間村 [久喜市]	旧家者 庄右衛門	先祖を福田幸十郎という。因幡守某が次男なり。成田左衛門尉泰親に仕えし者にて、天正17年2月15日37歳にて死せり。文書1通左に載す。また由緒を記せしもの1通あり。させる証ともなりがたきものなれば、全くは載せず。
10-243	西谷村 [加須市]	旧家者 次郎左衛門	加藤を氏とす。先祖は源左衛門と称し、小田原北条家に仕えしが、北条家滅亡の時、討死す。よりにてその甥・源次郎をして源左衛門が娘・福の後見すべき旨、氏政より文書を与えられしかば、源次郎、福を伴いて民間に跡を隠し、それより当村に來たり住せり。その後、寛永9年80余りにして卒す。福その跡を相続し、それより連綿して今の次郎左衛門に至れりという。その所蔵の文書、左のごとし。
10-245	牛重村 [久喜市]	旧家者 喜右衛門	黒川を氏とす。家系によるに先祖は村岡小五郎の後裔、会津新左衛門正義の嫡子にして、三郎左衛門忠重という。忠重はじめて黒川姓を称し、天文年中、浅井備前守亮政に仕う。その子・大助忠親の時、浅井家より藤丸の紋の陣羽織を与えし由。その子・家忠、浅井下野守久政および備前守長政に仕えしが、久政・長政、信長のために生害せしかば、家忠も、薙染して僧となれり。またその子・忠友は万福丸を守護せしかども、万福丸もまた秀吉のために生害せられければ、これも出家せり。それより家忠の二男・忠晴より、その子・実忠に至るまで、下野国にありしが、実忠の子・忠好、天正年中、故ありて武州騎西に來たり住す。それより子孫連綿して、今の喜右衛門に至れりという。
10-250	樋ノ口村 [久喜市]	旧家者 弥市	当村の名主にて岡安を氏とす。先祖は岡安兵庫助という。いにしえは大坂の侍なりしが、浪人して関東に來たり、その後、北条家へ仕え、小田原没落の後、この辺に住せしが、御打入の後、柴田七九郎推挙によって当所に土着し、藪部内膳・借浦左近・早川主計・塚田主水といえる者と、この地を開きしという。この4人の子孫は詳らかならず。いにしえ北条家より兵庫助へ与えし感状1通を蔵す。その文、左に載す。
10-253	下早見村 [久喜市]	旧家者 栄吉	中村氏なり。家伝によるに、先祖は源義朝の家人・鎌田兵衛政清の末流にて、いったん家勢衰微せしが、遙かの後、子孫・備中守秀光、古河公方に仕え、甘棠院政氏の時、三保松原の合戦に手柄を顕わし、氏を中村と賜えり。政氏卒して後、その館跡なればにや、武州久喜へ隠棲し、元龜年中没す。秀光院儀伝と諡す。その子・久右衛門秀重、当村へ移り、万治3年10月29日死す。それより今に至るまで子孫相続すという。しかるに松原合戦のこと軍記などに所見なし。かつ軍功によりて中村と氏を賜いしも、いかなる故にや。また具足1領を蔵す。先祖の遺物なりという。
10-255	青柳村 [久喜市]	旧家者 十次郎	関根氏なり。先祖は広沢三郎重義という。鎌倉將軍家に仕えし人にて、【吾妻鏡】にもその名見えたり。それより数代の後、宮内丞重豊なる者、下野国那須郡関根村に住す。これより関根をもって氏とす。重豊の孫・民部少輔重隆は、左馬頭氏政に仕えり。氏政、久喜郷の館に住せし時、重隆従い來たりて当村に居住す。のち天文18年、久喜の甘棠院再建の時、この人、力を尽くして助けをなせし故、その時の棟札に重隆およびその子・弥七郎重延が姓名を記しありしとぞ。今この棟札は伝わらず。重隆は永祿12年2月16日卒す。重延のち筑後と号し、慶長17年8月23日卒す。それより3代目・彦右衛門が子・小左衛門なる者、その弟・武兵衛に家を譲

			り、おのれは江戸へ来たりて仕官せり。この時家に伝えし文書・系図などは、小左衛門が方に持ち行て、今、子孫蔵すという。十次郎は武兵衛より4代の後なり。また雨宝寺境内に五輪の石碑2基あり。これこの家の祖先の墓碑なりといえど、文字磨滅して読むべからず。
10-261	久喜町 [久喜市]	旧家者 与右衛門	いにしえ久喜の名主勤む。中村氏にて、先祖は中村治部丞という。家系なければ詳らかなることを知らず。古文書1通あり。左の如し。
10-280	向古河村 [加須市]	旧家者 与右衛門	渡辺を氏とす。相伝う祖先は、頼政に仕えし渡辺競にして、頼政、宇治戦いに討死の後、かの首級を笈の内に入れ、猪俣太と共に当国に来たり、今の古河城地街道なりしこと、その所の観音堂の下に埋めて当所に住し、猪俣太は今の古河城下の方に住せしが、その子孫、近き頃退転して、この渡辺の子孫のみ今も存す。中古は渡辺主水介という。古河の足利晴氏に仕えし頃、同人より与えし文書1通を蔵す。左に出せり。この余、北条家などの文書数通あれど、所蔵する伝え詳らかならねば載せず。
10-280	柏戸村 [加須市]	旧家者 治右衛門	根岸氏なり。略系を蔵す。その文に、五位甲斐守遠光、のち信濃守に任ず。それより4代の孫・又左衛門信政なる者、当国根岸村に住す。故にはじめて根岸と号す。それより4代道照、はじめ勘解由、後に左近と改む。足利成氏がために上州白井城に押寄せ、上杉氏の一族を亡せり。長禄元年、成氏下総古河城に移りし後、道照は鴻巣に住せり。それより5代政乗隼人という。天正年中、当村に移り住す。代の治右衛門まで6代に及ぶという。
10-282	柳生村 [加須市]	旧家者 才次郎	石嶋氏にて、当村の名主を勤む。先祖石嶋主水助は小山小四郎に仕う。天正10年、北条家より佐野修理大夫宗綱をして、下野国榎本の城主・藤岡山城守を攻めるの時、小四郎、藤岡に加勢し、後詰の勢を出して小田原の人数を追崩せり。その時、主水助も従いて功あり。また伝う天正11年7月11日、小田原勢打ち向かいし時、小四郎敗北せしかば、主水助小四郎に従い、郡内大越村へ落ち、その後また当村に移り住せりという。小山氏のことは大越村の条合わせ見るべし。されどこの伝うること、後に載せたる文書と事蹟合わせず。按ずるに小山氏、天正のはじめは藤岡氏に与みしのち、天正の末に至り、かえって小田原に与みして藤岡を攻めし頃、主水助も小山氏に従い、功ありしかば、後に載せたる天正18年庚寅の感状を賜りしものなるべし。その文、左のごとし。
10-283	麦倉村 [加須市]	旧家者 惣助	小室氏なり。先祖を六左衛門という。永徳の頃、村内慈眼寺を草創せしと言い伝えれば、古くより当所に住せし者なれども、証とすべきものを伝えず。ただ武蔵坊弁慶の書しものとて、廻文1通を蔵せり。真偽詳らかならず。さればその文は取らず。
10-307	久下村 [加須市]	旧家者 善兵衛	先祖・野本但馬守は、元和7年に死すとのみ伝えて、家系は失いたれど、いにしえ比企郡野本村より来たり住せる由をいやり。按ずるに鷲宮村鷲明神に納める文禄4年の棟札に初20俵、久下郷野本対馬守吉久とあり。これ恐らくは但馬守の父なるべし。さあらんには当村へ土着せしも古き事なり。なお野本村合わせ見るべし。また永禄の頃、武田信玄、この辺往来の時、先祖・但馬守、土地の案内をなせし褒美として、甲州郡内へ往来の朱印を与えしとて家に蔵せり。されど末には多田覚八申請とありて、野本の名は見えざれば、全くこの家に限りしものとも定めがたし。その文、左のごとし。
11-23	忍城下町 [行田市]	旧家者 与右衛門	先祖を吉羽彦之丞という。その子・図書某、成田下総守氏長に仕えて、郡内池守村に住せしが、成田氏滅亡ののち浪人となり、天正19年の頃、当町へ移り、寛永10年死す。その子・清左衛門より今の与右衛門まで、代々町年寄役を勤めるをもって、領主より苗字を許せり。家譜・旧記などは伝えざれど、成田分限帳に吉羽図書が知行36貫文と載せたるに符号せり。家に具足一領と指物を蔵す。指物は先祖彦之丞が用いしものなりといひ伝う。練絹の四方にて、絹に角縫あり。長3尺5寸、幅2尺6寸5分。その図、上のごとし。また当町に成田が家人、風間伊予守が子孫・次右衛門という者、および同家人・三田加賀守が子孫・喜三郎という者あり。成

			田分限帳に、永楽 50 貫文風間伊予守、永楽 300 貫文三田加賀守定重と見えれば、これら皆正しき子孫にして、同時に商家となしなるべし。
11-52	荒木村 [行田市]	旧家者 益次郎	伝えにいう、先祖荒木兵庫頭は、伊勢新九郎長氏とともに関東へ下りたる 7 人のそのひとつなり。子孫・荒木越前の時、当所に住して、忍の城主成田下総守に属し、80 貫文を所務せし由、その家の分限帳にも見ゆ。その子・兵衛尉 [はじめ四郎という] 長善は、天正 18 年下総守氏長と共に、小田原の城に籠りて討死せり。のち忍の城も降りしかば、長善が居所も破却せられぬ。今、村内長善沼というば、その居跡なりという。長善が遺腹の子を村民など養い、長じて八左衛門と名乗り、氏を北岡と改めたり。この八左衛門、村内天洲寺を開基せり。これより子孫、当村へ土着し、今の益次郎に至るといふ。されど今、旧記なども失い、ただ口碑に伝うるのみなれば、その確かなることを知らず。
11-59	南河原村 [行田市]	旧家者 賢次郎	氏を河原という。家系あれど後に付会せしものなり。相伝う、いにしえ河原氏なりしを、中古、今村を名乗り、今より 5 代の祖、享保年中、太郎左衛門重信、復姓して再び河原を氏とす。かの家系といえるもこの頃付会せしものなるべし。されど成田下総守より先祖源左衛門へ与えし判物あれば、旧家なることは知る。成田氏の文書は後に載す。家系はとるべきものなければ漏らせり。
11-65	大塚村 [熊谷市]	旧家者 五郎左衛門	村内の里正を勤む。先祖・松岡豊前守勝政は、成田譜代の侍にして、1000 貫文を所務せり。天正 18 年、忍落城の後、当村に来たり住せしより、子孫連綿として今に至れり。勝正の名、成田分限帳には長達と載す。改名せしにや。
11-79	大井村 [行田市]	旧家者 喜平次	小名門井の名主なり。先祖を栗原大学助と呼びて、成田下総守氏長の家人なり。家に同人より与えし文書 2 通を蔵す。このほか確かなることは伝えざれど、かの文書、ひとつは為夫馬免 10 貫文、ひとつは田畑合わして 20 貫とあり、これ食禄なるべし。すでに成田分限帳に、永 20 貫文栗原大学と見ゆ。食禄の数、文書と符号したれば、下総守が家人たることは疑うべからず。文書の文、左に載す。